

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		介護保険要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定、要介護（要支援）区分変更
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条、第 33 条の 2
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課（電話：048-829-1264）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定、要介護（要支援）区分変更は、介護保険法第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条、第 33 条の 2 の規定に基づき、認定審査会が、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」第 1 条、第 2 条及び第 3 条に定める基準に従い、審査及び判定を行った結果に基づき行うものとする。
	設定等年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日設定 平成 1 8 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	要介護（要支援）認定については、申請のあった日から 30 日以内。
	設定等年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日設定 平成 1 8 年 4 月 1 日最終改正
備 考		